平成２９年（フ）第１３０３号
福岡市東区唐原３－７－21　ウエルス唐原309号、住民票上の住所宮崎県延岡市石田町3561番地ロ
債務者　岩崎　里美
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３０７号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺２丁目14番17号アトランティックオーシャンＡ棟201号
債務者　石田　寛和
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３０８号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺２丁目14番17号アトランティックオーシャンＡ棟201号
債務者　石田依理子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３８３号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵852番地１アトラン田原Ⅲ202号
債務者　佐藤　女美（旧姓江頭）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４０４号
福岡市東区香椎３丁目48番24－１号
債務者　嘉村　裕子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４１６号
福岡市東区多の津５丁目５番８－319号
債務者　寺内　稔也
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２７号
福岡県筑後市大字長浜1782番地１　グレースハイツ102号
債務者　南　　修一
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第５７３号
川崎市川崎区渡田東町19番５－304号　ツインズ2000、前住所横浜市保土ケ谷区霞台27番13－202号
債務者　島村　　唯（旧姓前澤）
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午前10時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６９５１号
東京都江戸川区船堀１丁目１－２－1132
債務者　笹倉　美砂
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９５２号
東京都中野区上鷺宮４丁目７－４－106
債務者　川崎　裕美
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９６４号
東京都足立区六月２丁目35－５－303
債務者　井田　英明
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９６５号
東京都練馬区石神井台８丁目24－１－301
債務者　米澤　和子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９６６号
東京都杉並区久我山４丁目16－13－103
債務者　渡邉　政二
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９２６号
東京都世田谷区代田１丁目33－12　武田方301
債務者　平野　　肇
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９６３号
東京都足立区東綾瀬３丁目12－７－102
債務者　松川　美穂
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９２号
東京都調布市国領町８丁目１番地35都営調布くすのきアパート８－414号
債務者　川村　知之
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部